

## 概説と分析

本書で紹介した差別事件のみから今日の差別事件の全体像を説明することは困難と思われるが、紹介した事件の範囲内での特徴を考察していくことにする。なお、ここで紹介した事件のなかには、資料が掲載できなかったものもあることをお断りしておきたい。

### ①戸籍謄本等不正取得事件

日本の戸籍制度は公開が原則であるが、戸籍の差別利用を排除するために、一九七六年に戸籍法改正がなされ、公開制限が一部認められる一方、弁護士、司法書士、行政書士など八業種にのみ「職務上請求」が認められるようになった。しかし、この職務上請求用紙を悪用した戸籍謄本などの不正取得事件があとを絶たない。近年、大阪府、愛知県、東京都、三重県、兵庫県等で行政書士等による戸籍謄本等不正取得事件が相次いで発覚した。

埼玉県では、比企郡小川町の土地家屋調査士が職務上請求書で戸籍謄本や住民票を不正に取得した事件で、比企郡吉見町（新井保美町長）は二〇〇七年六月二二日、町長名で熊谷簡易裁判所に「戸籍謄本及び住民票の不正取得の事実が判明した」と過料事件の通知を行った。熊谷簡易裁判所は、戸籍法と住民基本台帳法違反で計一五万の過料を決定し、九月はじめに通知した。過料は、刑罰ではないが法を守らなかったものに制裁として料す金銭罰で、簡易裁判所が決定し、本人に納付するよう通知するもの。

この土地家屋調査士事件は、二〇〇七年二月に吉見町在住のAさんから「自分の戸籍謄本や住民票が知らない間に取られているようだ」と情報開示請求があったために、吉見町が調査したところ、比企郡小川町のKが土地家屋調査士会の請求書を使ってAさんの戸籍謄本一通と住民票二通を取っていたことが判明した。その後、Kから事情聴取したが、納得できる説明が得られなかったため、不正取得事件として埼玉県警や弁護士と処罰のあり方を検討。当初は、窓口の議員を欺いて戸籍や住民票を取得したことから詐欺罪の適応も検討したが、起訴することは困難との判断から戸籍法及び住民基本台帳法違反で簡易裁判所に申し立てることになった。

三重県では、伊勢市の行政書士が「職務上請求書」を不正使用し、全国四四都道府県の二三〇地区町村の窓口から他人の戸籍謄本や住民票の写しを取得していたことが明らかになっている。三重県は行政書士法違反で行政書士を一〇ヶ月の業務停止の行政処分とするほか、住民基本台帳法、戸籍法違反容疑での過料処分を求めた。

この行政書士は二〇〇六年五月から〇七年二月にかけて、横浜市の興信所の依頼を受けてウソの使用目的を書いた職務上請求書五一枚を使って、戸籍謄本や住民票を不正取得していた。入手した戸籍謄本などは興信所に横流しし、一枚二二〇〇～三〇〇〇円の報酬を得ていた。

大阪府では、二〇〇七年一二月一八日付けの新聞で、委任状偽造による戸籍等の不正取得でM容疑者を逮捕したと報道された。顧客から戸籍等の不正取得の依頼を受けたHがGに不正取得を依頼。GがMに依

頼し大阪市内の区役所で市内在住の市民の戸籍を不正取得した。HやGは探偵業者だという。Hが得た報酬は戸籍等一通につき二三、〇〇〇円、Gが得た報酬は一〇、〇〇〇円、Mが得た報酬は三、〇〇〇円であった。彼らは一日三件〇件もの戸籍等を不正取得していた模様で、全国で相当数の不正取得を行っていたことが推測される。ちなみにGなる人物は戸籍法・住民基本台帳法改正の要因となった戸籍等の不正取得事件に関与した大阪の行政書士事務所に勤務していた経歴を持ち、G自身も職務上請求用紙を悪用した不正請求を行い科料通知を受けていた。彼らは警察に逮捕されている。

さらに大阪狭山市では「ロイヤル警備保障株」社員を名乗る人物が、委任状を偽装、狭山市民の住民票を不正に請求するという事件が起こっている。偶然、不正請求が発覚し事件は未遂に終わったが、この社員は市役所から逃走した。大阪狭山市が調べたところ、これまでも同様の手口での不正請求が複数発覚していることがわかった。事態を重視した大阪府市町村課は、緊急に府内市町村に通知を出し不正請求に対する注意喚起を行った。大阪狭山市は警察に事件を告発、警察による捜査が始まっているが犯人はまだ捕まっていない。

職務上の請求資格がある八業種のあり方に対する抜本改革など、身元調査根絶への法整備を行い、「被害当事者の救済」や「再発防止への本格的なシステム」を構築していくことが急務であったが、二〇〇六年六月二日には、「探偵業の業務の適正化に関する法律」が参議院本会議で可決、成立。一定の規制と届出制が設けられ、第七条と第九条に「違法な差別的取り扱い」という文言が挿入され、「違法な差別的取り扱いを知ったときは、探偵業務を行うことができない」と規定され、差別的な身元調査を封じ込める可能性が広がった。

また、二〇〇七年四月二七日には、戸籍の公開を制限し、不正取得への罰則を強化した戸籍法改正案が参議院の本会議で全会一致で可決、成立した。この改正により戸籍の不正取得やそれを利用した悪質な部落差別調査に対する一定の歯止めがかけられることになった。今回の改正では条件なしに戸籍の謄抄本を取得できるのは戸籍に記載されている本人、配偶者、直系の親族のみに限定された。これまでは無条件に請求できた弁護士、行政書士など八士業についても請求の理由を明示することが義務づけられたほか、請求者や代理人の本人確認も厳格化。また虚偽申請など不正な手段で戸籍を取得した場合の罰則がこれまでの「五万円以下の過料」から「三〇万円の罰金」に引き上げられた。これまでは行政書士などに不正取得を依頼した興信所、探偵社などを罰することはできなかったが、不正取得の罰則が「行政罰(過料)」から「刑罰(罰金)」へと強化されたことによって、今後は不正取得を依頼した興信所、探偵社なども「共犯」として罰せられることになる。なお法案には、不正請求の防止策を引き続き検討する、必要に応じて刑罰などを見直す、不正請求・使用の被害への対応策を幅広く検討するなどの項目の附帯決議がつけられた。「本人通知制度」(第三者が戸籍を取得した場合、戸籍の本人に取得者の名前を通知する制度)は、法律には盛り込まれなかったものの、省庁からの通達段階で可能であり、引き続き、国、各自治体への働きかけを強めていく必要がある。